

## 王朝藝術史

尾形龜吉著

齊しく藝術史と稱せらるゝものゝ中にあつても繪畫彫刻建築乃至は文學の如きものゝ歴史にあつては、それらの作品が制作せられた時の形のまゝに我々に興へられて居り、研究者は直接それら就いてその様式なり手法なりの變遷發達を考へ得らるるに反し、音樂とか舞踊乃至演劇の如きものゝあつてはたとへ完全な音譜や脚本が今日まで遺されてあるとしても、なほ我々は直接にそれを鑑賞することが出來ず、況して多くの場合さうしたものゝ現存しないときに於いては、我々は唯僅少の記録と繪畫の如きものを通して間接に之を知るの外はない。その記録といふも主として鑑賞者の側よりする印象や批評であり、時には單なる曲名や演者名のみ過ぎぬ場合も多い。そこにこれらの藝術の歴史の研究の特に困難なる所以があると共に、またそれが繪畫史や彫刻史などは異つた形をとるべき所以がある。即ち單に歌舞の形式や演劇の構成といつたことの外にむしろそれを樂しんだ社會、その時代の生活との關係を問題とするものであつて、一度かゝる立場に立つならば、歌舞演劇の類は一般に造形美術や文學に比して一層社會的であり、且つ時代の生活に近いが故に、我々はそれらを通して一層よくその社會の風尚、その時代の性格を認めうるのである。

こゝに紹介しようとする尾形龜吉氏の近著「王朝藝術史」は専らかゝる立場よりして、王朝時代に於ける樂劇歌舞——主としてそ

れを享受する王朝人の藝術生活——を研究の對象としたものであつて試みとしては確に一つの新しい着眼であつた。所謂樂劇の名は必ずしも適切ではないが、著者の意味するところは猿樂、傀儡子、咒師、田樂、延年等をいふのであつてこれらを第一部とし、第二部の歌舞としては今様、白拍子、風流夜須禮、合等をその中に含めてゐる。もとよりこれらの區分は叙述の便宜より來ることであつて著者の本意としてはむしろかの雜藝の名によつて一括されたこれらの庶民藝術の背後に主として王朝末期の時代相を描かうするところにあつたのであらう。著者は最後にそれを概括して、王朝末期に至つて「朝野貴賤はいづれも晝夜を問はず刹那の歡樂を追ひもとめて世紀末的頽唐氣分に耽溺し」、「これらの雜藝はあらゆる階級によつていたるところで行はれる街頭藝術となり、またかつて史上にみられたことのない庶民藝術團の發達を促し、彼等は京都近隣における寺社の附屬として、或は地方巡回の興行専門師として活躍した」、その藝術は概して享樂滑稽を中心生命とし、時代相そのまゝにあらゆるものを「混淆」したものであつたといふ風に説かれてゐる。筆者はかやうな結論に對して敢へて濫に異を唱へるのではないが、「笑ひ」が一つの社會にとつて常に缺くべからざるものであり、享樂とはいつても藝術に關する美的享受にあつてはそこに自ら内的生命の昂揚があるべきことを思ふにつけて、これらの雜藝の本來有してゐた宗教的なる側面が今少しく重視せられてもよきはなかつたかと思はざるをえない。雜藝の個々の源流等に就いての研究には、他に自ら學者もあることであるか

ら本書の著者の如きに於いて筆者は特に藝術史として専らその方の吟味と総合的な理解を期待したいと思ふのである。(菊判三六二頁、昭和十三年九月東京明治書院發行、定價參圓八拾錢)(柴田實)

農村社會の研究

—名子の賦役—

有賀喜左衛門 著

此著は嘗つて名子の賦役—小作料の原義—と題して社會經濟史學(第三卷)上に發表せられたるものを其後大いに増補改訂せられて日佛社會學會の社會學研究叢書の一冊として、今度公刊せられるに至つたものである。即ちその題名の示す如く、小作慣行の問題を、その基礎に存する農村社會の研究によつて示さうとするのが本書の目的である。其内容を次に概略紹介するならば、先づ序論に於いて、氏の取られる研究態度が従來の研究と如何に異なるかを述べられる。氏によれば、従來の研究は餘りに概念の構成にのみ、早急であつて、小作慣行の諸形態が夫々如何なる歴史的社會的位置にあるかを決定する事をしなかつた。然るに、現今の小作慣行を理解する最も重要な方法はその諸形態のある一から如何にして、他の一が發展契機に於いて發生するか、其社會的條件を明らかにする事によつて、それ等の歴史的相互關係を知るにある。而してかかる方法を可能にするには、單に文書記録にのみならず、民間傳承を資料として取扱ふ、所謂民俗學的な研究の採用

が必要であるとせられる。

かかる方法を徹底させる爲、氏は自ら探訪された資料を中心として、部落發生の形態に則しつゝ、諸地方の名子制度の實例を擧げられ、而して之等名子制度部落の發生が大家族の形態を以て始つてゐる事を指摘される、即ち、隸農父子、子方を含む親方本家を中心とする農家經營組織が最初にあるべき事を云はれる。そこでは子方の生活はたとひ、分居してゐても、全く非獨立的であり親方の生活經營の内に單に經濟的面ばかりでなく、宗教的な面に於ても包含されてゐる。親方は大手作を經營し子方は親方からの生活を保證される代りに親方の農業經營に参加し、賦役を呈供しなければならぬ。之等親方子方は必ずしも血縁的關係にあるものばかりでなく、奉公入分家其他のものを含むが之を一の大家族制度と見た方が正しいとされる。

而して次にかゝる大家族形態は如何に發展崩壊して、獨立せる小農を分立させて行つたか、その種々なる過程を述べ、徳川時代の小作制度も結局かゝる過程をとつて發展せるものである事を立證し、隨つて農村社會の原初的形態として名子を含む大家族的生活組織を取り出す事が出来ることせられる。

以上が序論であつて、次にかゝる名子の名稱を擧げ、更に之には一、血族分家によるもの 二、主從關係によるもの 三、土地家屋の質流、永代賣によるもの 四、飢饉に際しての救済によるもの別がある事を述べその實例の記述が詳細に行はれてゐる。第四章以下第八章迄が本書の表題たる名子の賦役の研究であつて本書の